

(伊丹市高台4丁目5)

市有地売却のご案内

【 譲 渡 要 項 】



伊丹市マスコット たみまる

令和5年12月
(2023年)

伊丹市

管財課

譲 渡 要 項

1. 売却予定地

所在地番	地目(公簿)	地積(公簿)	登記名義
伊丹市高台4丁目5番	宅地	118.37㎡	伊丹市

2. 売却の条件

売却予定地については、以下の事項を条件とします。

(1) 土地の利用、建築の条件

- ① 落札物件を伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者並びにその他反社会的団体の事務所その他これに類する用途に供しないこと。
- ② 落札物件の所有権を第三者に移転する場合には、当該条件を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して上記の定めに反する使用をさせてはならないこと。
- ③ 各売却予定地において、地盤、土壌汚染及び地下埋設物の状況に関する調査を行っておりません。
- ④ 不要な既設給水管がある場合は、配水管からの分岐部で分止めすること。なお、上下水道局台帳については、伊丹市上下水道局給排水課に確認してください。
- ⑤ 隣地所有者と現地確認の上、境界確定をしていますが、越境の有無について精緻な確認を行っていませんので、隣地所有者と適宜協議してください。
- ⑥ 都市計画法、建築基準法、その他関係法令はもとより、伊丹市環境保全条例の他、伊丹市宅地開発等指導要綱の規定を遵守すること。

(2) 最低売却価格

金16,000,000円

(3) 所有権移転登記

売却代金完納後、伊丹市の嘱託により行います。

(4) 公租公課の負担

次に掲げる公租公課は譲受人の負担とします。

- ・ 土地売買契約書に添付する印紙税

・所有権移転登記に必要な登録免許税

(5) 負担金等の負担

土地引渡し後の各種負担金等は、譲受人の負担とします。

(6) 買戻し特約

売却の条件に違反したときは買い戻すこととし、所有権移転登記と同時にこの旨を付記して特約登記します。なお、特約期間は10年とし、買い戻しの際に返還する売却代金の額は、売却代金から違約金（売却代金の30%）及び土地の引渡しのあった日から返還時までの土地使用料相当額（伊丹市行政財産使用料条例の規定により算出した額）を差し引いた額とし、利息は付しません。

3. 売却の方法

一般競争入札による売却とします。

4. 入札参加資格制限

次の事項に該当する個人又は法人は、入札に参加できません。

ア 契約を締結する能力を有しない者、又は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

イ 入札の執行や契約の履行等において、妨害、不正・不誠実な行為等を行い、これらの事実があった後2年を経過しない者。

ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしている者。

エ 伊丹市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当する者。

オ 法人税（又は所得税）及び消費税（地方消費税を含む。）並びに本市にかかる市税を滞納している者。

5. 譲渡要項の配布

(1) 配布期間

令和5年（2023年）12月1日（金）から28日（木）まで

(2) 配布方法

伊丹市ホームページからダウンロード、または伊丹市総務部総務室管財課（伊丹市役所

4階) 窓口で配布。(閉庁日については窓口での配布は行いません。)

(3) 窓口時間

開庁日の午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)

6. 入札参加申込及び資格審査

入札に参加を希望する者は次のとおり必要書類を提出し、入札参加資格の審査を受けていただきます。(郵送による申込は受付しません。)

(1) 提出期間

令和5年(2023年)12月20日(水)から28日(木)まで
(土・日曜日等閉庁日を除く。)

(2) 提出時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出場所

伊丹市総務部総務室管財課(伊丹市役所4階)

(4) 提出書類等

ア 入札参加申込書

イ 法人の場合: 登記簿謄本または商業・法人登記事項証明書

個人の場合: 住民票

※「法人」は法務局、「個人」は市町村で発行。

ウ 印鑑証明書(令和5年8月1日以降に発行されたもの)

※「法人」は法務局、「個人」は市町村で発行。

エ 納税証明書(令和5年8月1日以降に発行されたもの)

(その3の3・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用、又はその3の2・「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用)

※新型コロナウイルス感染症等の影響により納税の猶予を受けている場合は、納税証明書(その1)を提出してください。

※法人(その3の3)、個人(その3の2)とも税務署で発行。

オ 入札保証金領収証書(原本)

カ 入札参加資格審査結果通知用封筒

(送付先を記載し、84円切手を貼付したもの)

キ 伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱第11条に規定する誓約書

(5) 審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、入札参加資格審査結果通知用封筒を用いて、令和6年（2024年）1月17日（水）ごろに発送します。（本市所定の入札書、入札参加有資格者証を同封）

7. 入札の日時、場所等

(1)入札日時 令和6年（2024年）1月24日（水） 午後2時

(2)場 所 伊丹市役所 2階 201会議室

(3)入札に関する条件

ア 入札開始

入札参加者は所定の時刻に入札会場に入場してください。入場できる者は、1参加申込者につき2名以内とします。なお、入札の参加にあたっては、6(5)により通知した「入札参加有資格者証」を持参してください。

イ 委任状

代理人をもって入札する場合は、入札前（受付時）に委任状を提出してください。

ウ 入札書

入札金額は、伊丹市所定の入札書にアラビア数字で記載してください。

⑨入札書中、記名押印若しくは件名を欠き、金額の訂正をし、又は文字の判読ができないもの等は無効となりますのでご注意ください。

エ 落札

2(2)の最低売却価格以上で最高価格のものをもって落札とします。なお、この場合において、同価格の応札者が2者以上あったときは、くじ引きにより落札者を決定します。

オ 契約額

落札額をもって契約額とします。

カ 入札の取り止め等

入札参加者に不正行為等不穏な行動の疑いがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

キ その他

上記ア～カ以外については、伊丹市契約に関する規則によります。

(4) 入札保証金

入札参加者は、最低売却価格の100分の5に相当する金額（800,000円）について、入札参加申込みの際に本市が発行する入札保証金納付書で納付した、その領収証書（原本）を提出してください。（6(4)提出書類等参照）

なお、入札保証金納付書については、事前に管財課窓口で発行します。入札保証金は、8(4)の契約保証金の一部に充当します。また、落札者以外には入札終了後、指定の金融機関口座へ振込により返還します。（振込までに約2週間を要します。）

現金、小切手その他振込以外の方法での返還は不可とします。

(5) 失格とする入札

入札参加資格制限に抵触する者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札、並びに最低売却価格に満たない金額が記載された入札は失格とします。

8. 契約の締結

(1) 契約書

伊丹市が定めた契約書によります。

(2) 契約の取り止め

落札者が契約を締結するまでの間に入札参加資格制限に抵触した場合は契約しません。

(3) 契約締結日

落札後1週間を目安とします。

(4) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する金額（入札保証金の額を控除した額）を、契約締結の日から7日以内に本市が発行する納付書にて一括で納付してください。なお、当該納入金については、売却代金に充当します。

(5) 売却代金の納入

落札者は、契約締結の日から1ヶ月以内に、契約金額から(4)の契約保証金の額を控除し

た金額を本市が発行する納付書にて一括で納付してください。

(6) 土地の引渡し

売却予定地については、所有権移転登記完了後に現状有姿での引き渡しとなります。入金確認後に内部決裁等の事務処理を経て、法務局へ所有権移転登記手続き申請を行います。手続きに際しては管財課担当者と適宜調整の上ご対応を願います。（他の担当では対応しかねる場合があります）

9. 契約不適合責任

譲受人は、契約締結後、当該物件に種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることはできません。（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合を除く）

10. 本要項等に対する質問

(1) 質問

本要項等に対する質問がある場合は、書面（書式は任意）により伊丹市役所総務部総務室管財課（伊丹市役所4階）へ持参するか、メール（kanzai@city.itami.lg.jp）又はFAX（072-784-8048）にて、提出してください。（電話や口頭での質問は受け付けません）

ア 期間 令和5年(2023年)12月1日(金)から8日(金)まで
(土・日曜日等閉庁日を除く。)

イ 時間 午前9時から午後5時まで(持参の場合、正午から午後1時までを除く)

(2) 回答

(1) のすべての質問に対する回答書は、令和5年(2023年)12月20日(水)に伊丹市ホームページにて公開します。

11. 提出書類の取扱い

提出された書類については返却しません。ただし、市において無断で使用できないものとします。

12. その他

(1)譲渡に関して現地説明は行いません。入札参加申込前にご自身で必ず現地をご確認ください。休日だけでなく平日の状況もご確認されることをお勧めします。

(2)対象地の登記簿や測量図、公図等の窓口での配布及び閲覧は行いません。

必要に応じて適宜、法務局で閲覧・取得してください。

以下の概要に示す図面はあくまで参考図です。

売却予定地の概要

所在地	伊丹市高台4丁目5
面積	118.37 m ² (公簿面積)
用途地域他	準工業地域 (建ぺい率: 60%、容積率: 200%)、第三種高度地区、
校区	伊丹市立緑丘小学校、伊丹市立東中学校

位置図



※接道面は国道171号線であり現地確認等の際、勝手に民有地に入らないようご留意願います。

※周辺民地の排水管が南側里道のトラフから当該地の一部を経由し国道に排水されています(別紙の通り)。この排水管の取扱いについては残置することとし、伊丹市道路管理者と排水構造物等使用承諾書の取り交わすことを予定しております。

詳細については、伊丹市道路管理者と協議してください。

<高台4丁目 雨水排水概略図>



※当該地の北東（56番8号及び56番10号）のブロック塀が当該地内に越境しています。
隣接土地所有者と現地立会いにて確認済。



itami

伊丹市総務部総務室管財課

〒664-8503

伊丹市千僧1丁目1番地

TEL 072-780-3535 (直通)